

別表4

記載事項	法令
<p>1 開催日時・場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</p> <p>(1) 理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>(2) 理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず所の期間内に理事会が招集がされないため、その請求をした理事が招集したもの</p> <p>(3) 監事の請求を受けて招集したもの</p> <p>(4) 監事が招集したもの</p> <p>3 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告</p> <p>(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における事の報告</p> <p>(3) 理事会で述べられた監事の意見</p> <p>6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名</p> <p>7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称</p> <p>8 議長の氏名</p>	<p>【施行規定】(理事会の議事録)第2条の17</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項の内容とするものでなければならない。</p> <p>一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</p> <p>イ 法第45条の14項第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>ロ 法第45条の1第3項の規定により理事が招集したもの</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第3項の規定により監事が招集したもの</p> <p>三 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第92条第2項</p> <p>ロ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条第1項</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項</p> <p>六 法第45条の14第6項の定款の定めがあるときは理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名</p> <p>七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称</p> <p>八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名</p>